

短期大学における個人情報保護に関する基本方針（案）

平成17年4月15日
運営問題委員会

この度、個人情報保護法が平成17年4月1日から完全施行されることに対応して、必要範囲内での個人情報保護法に関する基本方針を次に定める。

1・個人情報の定義

個人の氏名、住所、生年月日、電話番号等

本人を識別できる記録(映像、デジタル記録等)等

個人を特定できないものであっても学内で対応付けられた個人情報がある場合等(学籍番号、IPアドレス等)

2・個人情報データベースの定義

体系的に整理されている状態

個人情報が含まれる情報の集まりで、検索できる状態のもの

ユーザーIDとユーザーが記録されているログ情報ファイル

整理されて検索できる利用可能な状態である紙ベースの住所録や名刺

3・本学に課せられる義務

3-1・利用目的の特定・公表

3-2・適正管理、利用、第三者への提供

3-3・本人の権利と関与

3-4・本人の権利への対応

3-5・苦情の処理

3-1・利用目的の特定・公表

利用目的を具体的に特定し、変更する場合は、合理的に認められる範囲のみで可能である。

あらかじめ個人情報を「第三者に提供」することを想定している場合は、利用目的で、その旨特定しなければならない。

法人の職員であっても個人情報保護の対象者であるので、個人情報を利用する場合は、利用目的を具体的に特定し、説明しなければならない。

インターネットのCGI等で個人情報の入力を求める場合は、入力ホームページ内に必ず利用目的をユーザーの目に付く位置に記載しなければならない。

3-2・適正管理、利用、第三者への提供

本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

本学は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

上記の必要かつ適切な措置は、組織的・人的・物理的・技術的な広範囲な安全対策であり、次による。

組織的安全管理措置

- ・個人情報保護管理者の設置、組織体制の整備
- ・学内規程の整備と運用
- ・個人情報取扱い台帳の整備
- ・安全管理措置の評価、見直し、改善

- ・事故または違反への対処

人的安全管理措置

- ・雇用時や契約時において非開示契約を締結
- ・教職員に対する教育・訓練の実施

物理的安全管理措置

- ・入退室管理
- ・盗難対策
- ・機器、装置等の物理的な保護

技術的安全管理措置

- ・個人情報のアクセス認証・制御・記録・権限管理
- ・不正ソフトウェア対策
- ・移送、通信時の対策
- ・動作確認時の対策
- ・情報システムの監視

その他重要事項

- ・個人情報を閲覧できる教職員の限定
 - ・個人情報の持ち出し制限
 - ・外部からの個人情報への不正アクセス防止策の導入
 - ・教職員に対する個人情報保護研修の実施
 - ・個人情報漏洩時は当該本人に速やかに通知
 - ・事件内容の公表(類似事件の発生回避)
-
- ・教職員に対する情報セキュリティ対策として、個人情報に対する「アクセス制限、アクセス管理、監視」が有効である。
 - ・業務マニュアルの規定によって、持ち出し制限や移動時の取り決め、暗号化等のプロセスを決め、全て申請・承認によって処理することを決めて、守らせることも重要である。
 - ・本学は、教職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - ・本学は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - ・本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
 1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 3. 公衆衛生の向上又は健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3-3・本人の権利と関与

本人の求めに応じて、利用目的や保有個人情報の通知・開示・訂正・利用停止を行わなければならない。

利用目的の通知

本学は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対して、遅滞なく、これを通知しなければならない。

開示

書面または本人が同意した方法により、当該保有個人情報を開示しなければならない。但し、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合には開示拒否ができる。更に、本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合も開示拒否ができる。

訂正等

内容が事実でないという理由によって該当保有個人情報内容の訂正、追加または削除を求められた場合には、その内容の訂正等を行わなければならない。

利用停止等

(1)利用目的による制限(2)適正な取得(3)第三者提供の制限に違反していることが判明した場合は、是正するために必要な限度で原則として利用停止等を行わなければならない。原則として、保持している個人情報の内容や利用目的は、本人の求めに応じて、遅滞なく通知しなければならない。訂正についても同様で、基本的に本人の求めに応じる義務がある。この場合に重要なことは、本人確認であり、本人または適正な代理人による依頼で、その申出が正しい場合のみに応じることになる。応じない場合もその旨遅滞なく本人に通知しなければならない。

3-4・本人の権利への対応

受付窓口、受付方法、本人確認方法、手数料を定め、本人からの問合せに対応する。本人の権利への対応措置をとらない場合、その理由を説明するよう努める必要がある。

開示等の求めに応じる手続き

求めに応じる手続きを定める。

- 1・開示受付方法の設定
- 2・本人確認の実施
- 3・代理人による開示請求
- 4・本人に過重な負担を強いてはならない

手数料

合理的な範囲で手数料を徴収することができる。(例300円)

開示の適用除外

採点情報のすべての情報を開示することは、本学において、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあり、本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすことになるのでその全部または一部を開示しないことができる。

同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合も同様。

3-5・苦情の処理

努力義務であるが、本学の社会的責任及び学生確保による経営基盤の安定化を図る観点から実施すべきである。

本学による苦情の処理

本学は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
本学は、上記の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。